

静岡労働局発表

令和4年11月1日

担当

需給調整事業課

課長

小池 清司

主任需給調整指導官

松下 敏春

電話 054-271-9980

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

静岡労働局長（石丸哲治）は、下記のとおり、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び同法49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分派遣元事業主

名 称	有限会社中山工業
代表者の職氏名	取締役 米谷 耕一
所在地	静岡県浜松市南区若林町361-2
許可に関する事項	許可年月日 平成19年1月1日 許可番号 派22-300275

第2 処分内容

労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令
（労働者派遣事業停止命令の内容は4のとおり）
労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（労働者派遣事業改善命令の内容は5のとおり）

第3 処分理由

有限会社中山工業は、労働者派遣法第23条第1項において、提出しなければならないとされている事業報告書及び収支決算書について、令和2年度分について労働者派遣法施行規則第17条に規定する提出期限を経過しているにもかかわらず、これを提出せず、労働者派遣法の規定に違反したこと。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

全ての労働者派遣事業について、労働者派遣法第23条第1項の事業報告書及び収支決算書が提出されるまで間、労働者派遣事業を停止すること。

第5 労働者派遣事業改善命令の内容

労働者派遣法第23条第1項の事業報告書及び収支決算書について、令和2年度分を提出すること。

(参 考)

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
（抄）

(許可の取消し等)

第14条

- 2 厚生労働大臣は、派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業報告等)

- 第 23 条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(改善命令等)

- 第 49 条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第二十三条第三項、第二十三条の二及び第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

- 第 56 条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号）（抄）

(事業報告書及び収支決算書)

- 第 17 条 派遣元事業主は、毎事業年度に係る労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、派遣元事業主が当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書を提出したときは、収支決算書を提出することを要しない。

- 2 前項の事業報告書及び収支決算書は、それぞれ労働者派遣事業報告書（様式第十一号）及び労働者派遣事業収支決算書（様式第十二号）のとおりとする。

- 3 第一項の事業報告書及び収支決算書の提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限とする。

- 一 労働者派遣事業報告書（様式第十一号） 毎事業年度における事業年度の終了の日の属する月の翌月以後の最初の六月三十日
- 二 労働者派遣事業収支決算書（様式第十二号） 毎事業年度経過後三月が経過する日

(権限の委任)

- 第 55 条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第十四条第二項の規定による命令

三 法第四十八条第一項の規定による指導及び助言、同条第二項の規定による勧告並びに同条第三項の規定による指示

四 法第四十九条第一項及び第二項の規定による命令